

区分所有法 規約による建物の敷地 宅建 H11-14-4 《#564》

【問】 正誤をつけよ。

区分所有者の共有に属さない敷地であっても、規約で定めることにより、区分所有者の団体の管理の対象とすることができる。

3者の団体

(管理組合)

【答え】 正しい

《ポイント》 規約による建物の敷地 【宅建 たまに訊かれる】

区分所有者が建物及び建物が所在する土地と一体として管理又は使用をする庭、通路その他の土地は、規約により建物の敷地(「規約敷地」とすることができる。(区分法5条1項)

⇒ 区分所有者の共有に属さない敷地であっても構わない

